

日本水道協会中部地方支部表彰規程

第 1 条 当支部は次の各号の一に該当する者を、役員会の選考を経て支部長がこれを表彰する。

- 一 功 労 賞 水道の普及発達について、特にその功績の著しい者。
- 二 勤 続 賞 満 20 年以上水道事業に従事し、その勤務成績良好な者。

第 2 条 前条の表彰をうける者は当支部所属会員とする。

但し、前条第 2 号の勤続賞は支部正会員に限るものとする。

第 3 条 表彰は毎年 1 回支部総会においてこれを行なう。

附 則

この規則は第 54 回総会議決の日から効力を生ずる。